

福業第 0313001 号
平成 25 年 3 月 13 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



福祉貸付事業における平成 24 年度補正予算の取扱いについて

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉貸付事業における平成 24 年度補正予算にかかる融資条件の優遇措置等につきましては、別紙に記載のとおり実施することとしましたのでお知らせいたします。また、当該優遇措置等の開始に伴い、意見書の様式が一部改正されますので、今後は当記載の方法に沿って作成していただきますようお願いいたします。

なお、同封の「独立行政法人福祉医療機構業務方法書等の一部変更について」（平成 25 年 3 月 13 日付総企企第 0313002 号当機構理事長通知）でお知らせしており、本取扱いは平成 25 年 2 月 26 日以降に貸付契約を行う貸付けから適用しますのでご了知のほどよろしくをお願いいたします。

おって、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。

福祉貸付事業借入申込意見書

(別紙)
意見書の
記載方法

[事業の概要]

借入申込者名	施設種類	施設名称

□ 資金計画 (予定)

(単位:千円)

総事業費	機構借入金	補助金・交付金	共同募金	贈与金	協調融資	その他借入金	自己資金

※ 資金計画は入札前の場合、設計見積を元に作成してください。社会福祉事業施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置や、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置に該当する事業等の場合は、必ず当該欄へチェックを入れていただくようお願いいたします。

[事業の特殊性]

- 療養病床からの転換事業(定員 名) (注) ()内は転換事業に該当する定員数を記入
- 耐震化整備事業 高台移転整備事業 災害復旧事業 アスベスト対策事業 スプリンクラー整備事業

[都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見]

- 都道府県等の各種計画との整合性
 - 当該事業は、各種計画との整合性も考慮されていると認めらる。
- 事業者の適格性

当該借入申込者については、

 - 法人設立審査において、法人運営及び事業運営の見込みに関し特に問題となる事項は認められていない。
 - 法人監査等において、既存事業の運営に関し特に問題となる事項は認められていない。
 - その他 ()
- 当該事業に対する補助
 - 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円]
 - 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。

その他欄については、監査権限を市町村へ委譲している等、事業者の適格性を判断できない場合に、その旨をご記入いただくようお願いいたします。

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

平成 年 月 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長

独立行政法人福祉医療機構理事長 様

記名・押印者については、民生主管部(局)長等、権限を委任された方で差し支えありません。

[市区町村長の意見]

- 市町村地域福祉計画等との整合性
 - 当該事業は、当市区町村における地域福祉計画等との整合性も考慮されていると認めらる。
- 事業者の適格性

当該借入申込者については、

 - 法人の既存事業の運営に関し特に問題となる事項は認められていない。
 - その他 ()
- 当該事業に対する補助
 - 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円]
 - 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。

その他欄については、監査を未実施である等、事業者の適格性を判断できない場合に、その旨をご記入いただくようお願いいたします。

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

平成 年 月 日

市町村の長

独立行政法人福祉医療機構理事長 様

記名・押印者については、民生主管部(局)長等、権限を委任された方で差し支えありません。

福祉貸付事業における 平成24年度補正予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉貸付部

社会福祉施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置

1. 背景・目的

今後予想される南海トラフ地震などによる津波対策として、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する社会福祉施設等の高台移転を推進するため、平成25年度まで融資条件の優遇措置を講じる。

※ 平成25年度まで高台移転整備を促進するために、国においては次の措置を講じる。

- 「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長
- 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長（予備費対応）

2. 優遇措置の対象

都道府県が立地上津波対策としての高台移転が必要と認める次の施設

- 救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、小規模ケアハウス（定員29人以下のもの）、認知症高齢者グループホーム、大規模特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、大規模ケアハウス（定員30人以上のもの）、大規模養護老人ホーム（定員30人以上のもの）

（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び都道府県等からの補助を受けて行う施設整備。）

3. 優遇措置の内容

	条件
融資率	一律95%
貸付利率	無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施。
 ※ 全て直接貸付で取扱います。

社会福祉施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

1. 背景・目的

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が入所する社会福祉施設等の安全・安心確保の観点から、平成25年度まで耐震化事業に対する融資条件の優遇措置を講じる。

※ 平成25年度まで耐震化整備を促進するために、国においては次の措置を講じる。

- 「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長
- 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長（予備費対応）
- 「安心こども基金」の積み増し及び1年延長（予備費対応）

2. 優遇措置の対象

- (1) 社会福祉施設等耐震化臨時特例基金からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設
救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設
- (2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設
小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、小規模ケアハウス（定員29人以下のもの）、認知症高齢者グループホーム
- (3) 安心こども基金からの補助を受けて耐震化整備を実施する保育所
- (4) 都道府県等からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設
大規模特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、大規模ケアハウス（定員30人以上のもの）、大規模養護老人ホーム（定員30人以上のもの）

3. 優遇措置の内容

条件	
融資率	一律90%
貸付利率	当初5年間、基準金利▲0.5% 6年目以降、施設種類に応じて基準金利～基準金利+0.5%

※全て直接貸付で取扱います。

介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

1. 背景・目的

介護基盤の整備や防災対策の強化を進めることで、どこに住んでいてもその人にとって適切な医療・介護サービスを受けられる社会の実現を促進するとともに、需要面から景気を下支えする観点から、平成25年度まで介護基盤の整備に対する融資条件の優遇措置を講じる。

※ 平成25年度まで介護基盤整備を促進するために、国においては次の措置を講じる。

○ 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長（予備費対応）

2. 優遇措置の対象

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備される次の施設

小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、

小規模ケアハウス（定員29人以下のもの）、小規模養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、認知症高齢者グループホーム、

老人デイサービスセンター、老人居宅介護等事業、複合型サービス福祉事業所

(2) 都道府県（政令市・中核市を含む）からの補助を受けて整備される次の施設

大規模特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、大規模ケアハウス（定員30人以上のもの）、

大規模養護老人ホーム（定員30人以上のもの）

3. 優遇措置の内容

条件	
融資率	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて基準金利～基準金利+0.5%※

※なお、平成25年3月31日までに補助金等の交付決定がなされた場合は貸付金利の優遇がありませんので、ご注意ください。

スプリングラー整備に係る融資条件の優遇措置等

1. 背景・目的

火災発生時に自力で避難することが困難な方々が入所する社会福祉施設等の安全・安心確保の観点から、平成25年度までスプリングラー整備事業に対する融資条件の優遇措置等を講じる。

※ 平成25年度までスプリングラー整備を促進するために、国においては次の措置を講じる。

- 「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長
- 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増し及び1年延長（予備費対応）

2. 優遇措置の対象

- (1) 社会福祉施設等耐震化臨時特例基金からの補助を受けてスプリングラー整備を実施する次の施設
 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院、
 共同生活介護事業所（ケアホーム）、共同生活援助事業所（グループホーム）、福祉ホーム
- (2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助を受けてスプリングラー整備を実施する次の施設
 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、
 小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム

3. 優遇措置の内容

	社会福祉施設耐震化等臨時特例交付金 又は介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 の補助を受けて整備する場合	(参考) 左記以外で整備する場合
融資率	90%	70%～80%
貸付利率	当初5年間、基準金利▲0.5% 6年目以降、基準金利～基準金利+0.5%	基準金利～基準金利+0.5%
担保	原則として融資対象建物及び敷地 (1,000万円まで無担保貸付を利用可能)	原則として融資対象建物及び敷地 (1,000万円まで無担保貸付を利用可能)

※全て直接貸付で取扱います。